

○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科研究部規程

〔平成29年3月16日
規則第49号〕

改正 令和4.3.17 3規則41 令和4.5.26 4規則2

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）（以下「大学院学則」という。）第4条の2第3項の規定に基づき、大学院理工学研究科研究部に関し必要な事項を定める。

(研究部)

第2条 大学院学則第4条の2第1項の規定に基づき、大学院理工学研究科に研究部を置く。

(研究部門及び研究領域)

第3条 大学院学則第4条の2第2項の規定に基づき、研究部に、次の研究部門及び研究領域を置く。

研究部門	研究領域
生命科学部門	分子生物学 生体制御学
物質科学部門	物質基礎 物質機能
数理電子情報部門	数理 電気電子システム 情報
人間支援・生産科学部門	生産科学 人間支援工学
環境科学・社会基盤部門	環境科学 環境計画 社会基盤創成
連携先端・重点研究部門	粒子宇宙科学 融合電子技術 脳科学
イノベーション人材育成部門	イノベーション人材育成 数理・データサイエンス人材育成

第4条 研究部に所属する教員は、いずれかの研究領域に所属するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、戦略的研究部門グリーン・環境領域、ライフ・ナノバイオ領域及び感性認知支援領域については、平成26年4月1日から、同部門 X 線・光赤外線宇宙物理領域については、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和4.3.17 3規則41）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.5.26 4規則2）

この規程は、令和4年5月26日から施行する。